

第4回八街市農業委員会総会

平成24年4月20日

八街市農業委員会

平成24年第4回農業委員会総会

平成24年4月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 15. 井口政直 |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助 | 16. 中川利夫 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一 | 19. 関端 旭 |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男 | 20. 菅野喜男 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信 | 21. 三須裕司 |
| | | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

| | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義 |
| 主査 | 菅沼邦夫 | 主査補 | 山浦美江子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○川野会長

平成24年度第4回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

大変、春らしく、桜の花も終わったんですけれども、今日あたりは大分寒くて、3月の下旬くらいの陽気だと報じられておりますけれども、なかなか今年も陽気が定まらなくて、農家にとっては大変だと思います。また、去年の原子力発電所の爆発で、セシウム問題が問題になっておりますが、本年度は去年までは500ベクレル、今度は100ベクレルというふうに野菜の出荷等に対しても厳しくなってきたと。厳しいのか、これが本物なのか、よく私たちにはわかりませんが、100ベクレルということになると、廃ポリなんかはかなり、それ以上あると引き取らないというようなことがあります、今、市でも説明会があるというようなことがありますけれども、農家にとっては大変厳しくなって、容易でない事態になってまいりました。ひとつ皆さん頑張ってやっていきたいと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条で7件、農用地利用集積計画の承認案件3件、農地法第18条第6項の届出1件、合わせまして総件数で11件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

3月22日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。

同じく3月22日、木曜日。午後1時から農地相談ということで、担当委員、鈴木部長、岩品委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

3月27日、火曜日。午前11時から千葉県農業会議通常総会及び農業委員会会長局長会議が千葉市で開催されまして、川野会長と私が出席いたしました。

3月29日、木曜日。午後3時から農家組合連合会長会議が市の総合保健福祉センターで開催されまして、梅澤副主幹と私が出席いたしました。

3月30日、金曜日。午前10時から、いんば農業協同組合第9回通常総代会が四街道市で開催されまして、川野会長が出席しております。

4月2日、月曜日。午前8時45分から事務局職員辞令交付を会長室で開催いたしまして、川野会長が出席しております。なお、転出は梅澤副主幹、転入が菅沼主査ということでございます。

4月5日、木曜日。午後1時から農協推薦委員の打ち合わせ会を会長室で行いまして、川野会長、それから新委員の井野委員が出席しております。

同じく4月5日、木曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを

実施いたしまして、川野会長、栗原委員、菅野委員出席のもと実施いたしました。

4月16日、月曜日。午後1時30分から部会の現地調査。

4月18日、水曜日。午後1時30分から部会の面接調査ということで、出席委員、三須副会長、鈴木部長、中川副部長、小山委員、森委員、赤地委員、武藤委員、地元委員といたしまして、川野会長、宮部委員が出席いたしまして、おのおの現地調査及び部会の面接調査を実施いたしました。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号19番の関端委員、20番の菅野委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字布田入、地目畑、面積2千867平方メートル。権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、高齢のため、農業経営を廃止するため。

以上です。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、関口委員、お願いいたします。

○関口委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

申請地について、位置は市役所より国道409号を南へ約8キロメートルに位置し、境界は石杭にて確保されております。現況はきれいに耕作されており、進入路は市道により接続されております。

農業生産法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で農産物の生産と加工販売の事業を営んでおり、主たる事業は農業であります。

そのほか、構成委員要件、議決権要件及び役員要件については、これまでも変更はなく、農地法第2条第3項に規定する要件はすべて満たしております。

また、農業生産法人報告書も提出されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター8台、2トン車5台、軽トラ25台、コンバイン1台です。そのほか、管理機一切を所有しております。

労働力については、役員3名が年間約300日農業に従事しており、その他、臨時でパートも雇っております。技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有する自作農地は八街市内に624アール、借入農地は654アール、計1千278アールの経営農地があり、効率的に耕作しており、また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は小松菜を作付ける予定であり、通作距離は会社の前で、距離は10メートル、歩いて約1分のところにあります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められます。許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

○関端委員

ただいま地元の委員から報告がありましたが、何か役員3名ということですが、書類には役員5名となっていますが、これはどっちが正しいのですか。

○関口委員

役員5名のうち、あと2名は東京本社の方へ常駐しているそうです。八街市内に住んでおるのが役員3名だそうです。

○関端委員

そうすると、これは3名が正しいということですね。

○関口委員

そうですね。八街の報告には。

○関端委員

でしょうねではなくて、3名が正しいわけですね。

○関口委員

いえ、正確には会社とすれば5名いるそうです。

○関端委員

これは八街のあれですから、何で役員が5人いるのに、こっちに3人で東京に2人というのが、どういう意味ですか。内容の意味は役員が東京とこっちに分かれているというのは。

○関口委員

それは、会社が2つあるからでしょう。本社と八街、農業生産法人と。それ以上のことはわかりません。

○関端委員

そういうことを事務局はわかっているんですか。

○山内主査補

会社の商業登記簿謄本では、役員は5名ということで登記されています。

○関端委員

わかりました。

○川野会長

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字北中道、地目畑、面積2千34平方メートルのうち1千501.21平方メートルで、換地後の実面積958平方メートル。目的、貸駐車場用地。店舗の出店に伴い、申請地の一部を来客者及び従業員の駐車場として会社に貸し付け、一部は八街駅に近いため、月極駐車場として貸し付けたいということです。

以上です。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

宮部委員、お願いいたします。

○宮部委員

それでは、議案第2号、番号1の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から北東へ約100メートルに位置し、進入路は確保されております。

農地性としては、八街駅北側地区土地改良区区画整備事業の区域内であり、事務指針の28ページの4の◎に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということですが、申請面積は1千501.21平方メートル。区画整理区域のため、実際の面積としては958平方メートルであり、駐

車台数の関係において、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画になっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地也没有ありません。

権利者は八街駅前という立地条件を活かし、申請地の半分を月極駐車場、もう半分を隣接に開店する飲食店用の駐車場にしたいということもあり、利便性、必要性においても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から3番までを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積124平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積177平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、子どもの出産に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積429平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、マンションに居住しているが、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。

番号3、区分売買、所在大木字赤阪山、地目山林現況畑、面積28平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1千153平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、現在、埋立事業を主に営む会社役員をしているが、会社で資材置場が必要になったため、申請地の隣接地にある自己所有の雑種地と当該申請地を一体で整備し、資材置場として会社に貸し付けたい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積は177平方メートル、用水は水道、排水は雨水自然浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽を経てU字溝へ。

被害防除対策は、農業用排水は合併浄化槽を設置し、U字溝に流しますので、影響はないとのことです。

施設、日照、通風は建物があまり大きくないので影響はありません。土砂の流出は周りをブロック2段で囲む予定なので、流出はないとのことです。

隣接農地の方も了解しているとのことで、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

続きまして、議案第3号2番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接し、確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準は、計画面積は429平方メートル。用水は上水道、雨水は浸透枡、汚水・雑排水は小型合併浄化槽を経て既存側溝へ接続。

被害防除対策は、周囲にブロックを施工するため、土砂の流出はないとのことです。また、周辺は本人の畑であり、特に問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

○川野会長

3番は、私の担当でございますので、私から報告をいたします。

議案第3号3番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約2.5キロメートルに位置しております。市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い農地でありますので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということでございますが、申請面積は1千153平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われま。資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま。

周辺農地への支障ですが、隣接農地はありません。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号4番と5番についてを議題といたします。

4番と5番については、部会案件で農地部会第1班に担当していただきました。

班長の中川副部長から説明願います。中川副部長、お願いいたします。

○中川副部長

議案第3号、番号4、区分賃貸借、所在八街字北四番、地目畑、面積1千518平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木工事業を営んでいるが、業務拡張に伴い、既存の資材置場では手狭なため、当該申請地を新たに資材置場として利用したい。

18日に面会を行いまして、出席者、副会長、農地部長、地区担当委員、農地部会第1班、事務局として菅沼主査、森主査補に出席していただきました。

この案件は、2月に申請し、3月で取り下げた案件でございます。出席者は測量会社の代理の方が出席いたしました。

平成24年2月申請時との変更点、土地利用計画、進入路の単管パイプについては気にせず、そこに通れる車両を使用する。この単管パイプというのは、境までちょっと開いていたんですけども、単管のパイプを打ったことでございます。それで、そこにを入れる車といたしまして

最大2トン車程度の車両を使用するとのことでした。

隣接農地に対する同意状況及び被害防除対策について。同意状況、農地以外の利用については同意できないとのことでした。被害防除、1メートルセットバックして番線張りをします。砂利置場は隣接農地から離れたところにする。遊水池を設け雨水対策をします。その他、確認事項について測量作業に伴い、周辺地権者を交え、権利者との話し合いを設けた。3月24日、測量会社の事務所だそうです。基本的には申請地を農地以外に使用することは賛成できないとのこと。権利者が申請地を購入する話があったが、いろいろな面で折り合いがつかなかったそうです。

最後に農地部会第1班として、結論は許可相当と判断いたしました。

続きまして、番号5、区分贈与、所在八街字大清水、地目畑、面積7筆合計5千194平方メートル。転用目的、保育所及び子育て支援事業用地。転用事由、子育て支援の一環として、地域の待機児童の解消に寄与するためにの保育所事業及び児童の福祉の増進について相談に応じる事業を行うため、当該申請地を保育所及びその他関連する駐車場や子どもの広場などに利用し、地域の子育てを支援していきたい。

18日、先ほどの案件と同じでございます。出席者は事務局が児童家庭課の方に加わっていただきました。

申請者のみ出席でございます。

権利者の主な事業内容。特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、介護予防サイクルセンター。義務者が申請地を手放す理由、農業経営が困難で離農した。

事業の概要、年商2億円、従業員35名うちパート5名、保有車両10台、内訳はワゴン車、小型車、マイクロバスが1台だそうです。

事業計画、土地利用計画、保育所及び子育て支援用地。

2番、申請地選定理由、市街地にあり、子育てに関わる方の利便性、見通しのよい立地、県道から少し奥まったところで、静かなこと。

3、必要性、待機児童50人ほど、これの解消に寄与。子育ての支援施設、子育てにおける業務が必要。

造成及び排水処理計画について。造成工事内容、上水道は井戸、造成は現況で使用する。排水処理計画、汚水は公共下水道、雨水、開発行為に従う。

資金計画は自己資金と借入金、補助金、公共機関より。

隣接農地に対する同意状況及び被害防除対策について。同意状況、異議なし。隣接者、耕作者1名、被害防除は周辺フェンスなので、通風問題はないとのことでした。

その他、確認事項について、贈与、本質は寄附による。児童家庭課、八街市平成24年4月待機児童49名、保育園利用希望者も多い。八街市長も承認して県との調整をしている。八街市の東部では保育園がないので、立地条件もよい、県の補助金の内示、4月20日付でなるように進んでいるとのことでした。

保育園の入所定員は66名。本申請は開発行為に該当するため、都市計画法との調整を要す

る意見を付けます。

以上、農地部会第1班としては、許可相当で判断いたしました。

以上です。

○川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○川野会長

挙手多数でございますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番については、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○川野会長

挙手多数でございますので、5番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○川野会長

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてですが、本件は平成24年4月10日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在八街字笹引、地目畑、面積3千47平方メートルのうち1千平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5千平方メートル。利用権の種類、賃貸借、期間は3年。本件は再設定でございます。

番号2、所在八街字立野、地目畑、面積3千826平方メートルほか1筆、計2筆の合計面

積5千102平方メートル。利用権の種類、賃貸借、期間は3年。本件は再設定でございます。

番号3、所在八街字笹引、地目畑、面積1万4千613平方メートルのうち1万平方メートル。利用権の種類、賃貸借、期間は3年。本件は新規でございます。

以上です。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在滝台字滝台、地目畑、面積1千368平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積7千317平方メートル。合意の成立日、平成24年3月27日。土地引渡時期、平成24年3月31日。

以上です。

○川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、TPP交渉参加反対に係る市町村長要請の実施について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、T P P交渉参加反対に係る市町村長要請の実施依頼についてご説明いたします。
お手元にお配りしました1番の資料をごらんください。

本件は県農業会議からの依頼となります。要請先は見出しにも記載されておりますが、各市町村長あてとなります。今回はこの資料の末尾、3枚目に添付されておりますT P P交渉参加反対に関する要請書の例文について、当委員会におきましても、この例文内容に賛同し、J Aなどとの連名により、本市市長あてに要請することの是非についてお伺いするものです。

添付されている要請書の内容ですが、例文を読み上げます。

T P P交渉参加反対に関する要請書。

昨年11月、野田首相は、「T P P交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明し、そのための手続きとして、「各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経たうえで、あくまで国益の視点に立って、T P Pについての結論を得ていく」ことを言明しました。

しかしながら、野田首相の発言に関する閣内の解釈は統一したものとなっておらず、一部の関係閣僚が、交渉参加の判断を既成事実化するような発言を繰り返していることは、極めて問題であります。

また、T P Pに関する情報が不足し国民に対する周知が不十分で、国論が二分する状況の中で、現段階での各政党のT P Pに対する姿勢は、極めて曖昧であり、地域の農山漁村の現場では政治に対する不信や不満が充満しています。

そのような中、政府が関係国との協議の体制を確立することなく、そして対応方針も明らかにしないまま事前協議をすすめ、情報の開示もせず、なし崩し的に交渉参加をはかろうとするのであれば、国民をだます背信行為であると言わざるを得ません。

物品の例外なき関税撤廃や医療・医薬品、金融・保険、公共事業、検疫・表示制度など規制の撤廃、改悪を招くT P Pの交渉参加に対して、我々は断固として反対します。

そのため、十分な情報開示と公正な国民的議論の展開や、国益の視点に立った具体的な判断基準を早急に定め、T P Pに関する公式見解や考え方を明確にするとともに、T P P交渉には断じて参加することのないよう政府に対して求めていくことを要請します。

以上が要請内容でございます。この内容で市長に対し要請してよろしいか、お伺いします。
よろしく申し上げます。

○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

この要請について、J Aから連絡があったら連携で要請することに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、要請することに決定いたします。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時35分)

議事録署名人

議 長

1 9 番

2 0 番